

## 横浜市女性活躍推進協議会設置要綱

制 定 平成 28 年 3 月 2 日 政男女第 375 号（局長決裁）

最近改正 平成 31 年 4 月 15 日 政男女第 32 号（局長決裁）

### （目的）

第 1 条 豊かな市民生活と社会の持続的発展のためには、性別に関わりなく、すべての人が様々な分野で意欲的に活躍できる環境づくりが求められる。このため、横浜市における女性活躍推進の加速化に向け、行政と関係団体が連携し、地域ぐるみで取り組むことを目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 23 条第 1 項の規定を踏まえ、「横浜市女性活躍推進協議会」（以下、協議会という。）を設置する。

### （所管事項）

第 2 条 協議会は、次の事項を所管する。

- （1）企業において女性の活躍を推進するための取組
- （2）女性活躍推進に係る地域社会の機運の醸成
- （3）その他前条に掲げる目的の達成に必要な事項

### （組織）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる団体等により構成し、各団体の選出する者及び学識経験者等を委員とする。

- （1）経済団体
- （2）業種別の事業者団体
- （3）地域団体
- （4）労働団体
- （5）教育機関
- （6）企業
- （7）NPO 団体
- （8）横浜市男女共同参画推進協会
- （9）横浜市
- （10）学識経験者
- （11）その他、市の女性活躍推進に資すると認められる者

### （座長）

第 4 条 協議会の会議には、座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選し、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 会議は原則公開とする。ただし、座長は公開することにより、公平かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 会議の終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表する。

(分科会)

第6条 協議会には、特定の課題に関する調査や、解決に向けた円滑かつ効果的な取組の企画及び推進等、具体的な検討・活動を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会は必要に応じて、座長が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は正当な理由なく、協議会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策局男女共同参画推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において協議し、定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の会議の招集は、政策局長が行う。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成31年4月15日から施行する。